

メディアスクーリング
法学(日本国憲法)
【第7回】

思想・良心の自由 / 信教の自由

1 思想・良心の自由の意義

- ・憲法 19 条 ⇒ 思想・良心の自由を保障

※憲法 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

- ・思想・良心 = 思う・信じる・考えるといった、個人の内心における精神作用の結果として、当人が抱くに至った主観的な考え方や見解。
e.g. 世界観、国家観、人生観、倫理観、政治信条、主義主張

●保障内容

- ①個人がいかなる思想・良心を持とうとも、それが内心の領域にとどまる限りは絶対的に自由であり、國家がこれに干渉してはならない。(e.g. 特定思想の強制の禁止、思想に基づく不利益処遇の禁止)
- ②個人がいかなる思想・良心を抱いているかについて、國家権力が露顕を強制することは一切許されない。(=沈黙の自由)

●思想・良心の自由の根幹性

- ・個人の自由の確保が近代立憲主義の基本的な目的であり、自由の中でも精神的自由は個人の人格的自律の土台となる。その精神的自由の中核を成すのは思想・良心の自由であり、ゆえに思想・良心の自由は、あらゆる自由の根幹といえる。

2 外部的行為の規制と思想・良心の自由の関係

- ・内心における思想・良心が、何らかの外部的行為（行動）と密接な結びつきを有する際に、その外部的行為を強制ないし制限することが、思想・良心の自由を侵害しないかが問題となる。
- ・この点、判例は思想・良心と外部的行為の結びつきを緩やかに捉え、外部的行為の強制・制限を許容する傾向が強い。

●謝罪広告の強制

- ・名誉毀損行為を行った者に対して、民法 723 条に基づいて命じられる「名誉を回復するのに適当な処分」としての謝罪広告が、思想・良心の自由を侵害しないかが問題となってきた。

※民法 723 条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

◆判例：謝罪広告強制事件最高裁判決（1956）

[概要]

- ・衆議院選挙に際して、他の候補者が汚職に関与したとの事実を新聞・ラジオを通じて公表した候補者が名誉毀損で訴えられ、裁判所から謝罪広告を命じる判決を受けたので、謝罪を強制することは思想・良心の自由の保障に反するとして争った事件。

[判旨]

- ・最高裁は、謝罪が憲法 19 条の思想・良心に含まれるかどうかには言及することなく、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表するにとどまる程度」であれば、債務者（＝名誉毀損を行った者）の有する倫理的な意思や良心の自由を侵害するものではないとして、合憲判断を下した。

●君が代の強制

- ・学校の入学・卒業式において君が代の斉唱等を強制することが、思想・良心の自由を侵害しないかが問題となってきた。

◆判例①：君が代ピアノ伴奏拒否事件最高裁判決（2007）

[概要]

- ・市立小学校に勤務する音楽教諭が、入学式における国歌斉唱の際にピアノ伴奏をするように校長から職務命令を受けたものの、「『君が代』は過去の日本によるアジア侵略と結び付いており、これを公然と歌ったり、伴奏することはできない」という自己の思想・良心に基づいてこれを拒否したため、教育委員会から戒告処分を受けた。そこで同教諭が、職務命令は憲法 19 条に反するものであるとして、処分の取消を求めて出訴した。

[判旨]

- ・最高裁は、君が代のピアノ伴奏と君が代に関する教諭の思想・良心とは、不可分の関係にあるものではないから、ピアノ伴奏を強制したとしても、教諭の思想・良心を侵害することにはならず、また、入学式における君が代のピアノ伴奏は、音楽教諭にとって通常期待されるものであるとして、教諭の訴えを退けた。

◆判例②：君が代斉唱拒否事件最高裁判決（2011）

[概要]

- ・都立高校の教諭が、卒業式における国歌斉唱に際して、起立斉唱をするように校長から職務命令を受けたものの、「『君が代』は戦前の軍国主義と結びついた歌である」という自己の思想・良心に基づいてこれを拒否したため、戒告処分を受け、また定年退職後の嘱託員としての再雇用の選考を不合格とされた。そこで、同教諭が、職務命令は憲法 19 条に反するものであるとして、損害賠償等を求めて出訴した。

[判旨]

- ・最高裁は、君が代の斉唱は、君が代に対する敬意の表明を教諭に求めるという点において、教諭の思想・良心の自由を間接的に制約する面はあるものの、卒業式において国歌を斉唱することには、教諭の思想・良心の自由を制約し得る程度の必要性と合理性が認められるとして、教諭の訴えを退けた。

3 信教の自由の意義

- ・憲法 20 条①前段、憲法 20 条② ⇒ 信教の自由を保障

※憲法 20 条① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。(以下省略)
② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

●保障内容

- ①信教の自由 = 宗教を信仰し又は信仰しないこと、信仰する宗教を選択し又は変更することについて、個人が任意に決定する自由。信教告白の自由を含む。
- ②宗教的行為の自由 = 礼拝や祈祷などの宗教上の祝典、儀式、行事その他布教等を任意に行う自由。宗教的行為をしない自由や宗教的行為への参加を強要されない自由を含む。
- ③宗教的結社の自由 = 特定の宗教を宣伝し、又は共同で宗教的行為を行うことを目的とする団体を結成する自由。

4 信教の自由の限界

- ・信教の自由はどこまで保障されるのか？

①信教の自由 ⇒ 内心にとどまる限り絶対的に保障される
②宗教的行為の自由
③宗教的結社の自由 ⇒ 外部的行為を伴うため、他者の権利・利益の保護や社会的害悪の防止の観点から、制約の対象となりうる

※ただし、②③を制約する場合であっても、その土台にある信教それ自体を規制することは、①の制約になるため許されない。

◆判例①：加持祈祷事件最高裁判決（1963）

[概要]

- ・精神疾患の治療の依頼を受けた僧侶が、線香護摩による加持祈祷を行い、線香の熱さのために身をもがく被害者を殴打した結果、死に至らしめたために傷害致死罪に問われた事件。
- ・一審・二審で有罪判決を受けた被告人は、信教の自由の侵害等を理由として上訴した。

[判旨]

- ・最高裁は、被告人の行為が一種の宗教行為として行われたものであっても、反社会的なものであることは否定できず、信教の自由の保障の限界を逸脱したものであると判示した。

◆判例②：牧会活動事件神戸簡裁判決（1975）

[概要]

- ・牧師が、建造物侵入等の嫌疑で警察に追跡されている高校生を教会に宿泊させて説得し、警察に任意出頭させたところ、犯人匿匿罪で起訴された事件。
- ・牧師は、高校生を説得した行為は正当な宗教行為（＝牧会活動）であると主張した。

[判旨]

- ・神戸簡裁は、牧会活動は外面向的行為であるので、公共の福祉による制約を受ける場合があるが、その制約に際しては最大限慎重な配慮が必要であるとし、本件牧会活動は、その目的・手段において相当なものであり、正当な業務行為と認められるとして、牧師を無罪とした。

◆判例③：キリスト教徒日曜日授業参観事件東京地裁判決（1986）

[概要]

- ・牧師である両親の主宰する教会の日曜学校に出席したために、日曜日に行われた公立小学校の授業参観に欠席した児童とその両親が、欠席扱いの取消しと損害賠償を求めた事件。

[判旨]

- ・東京地裁は、宗教行為に参加する児童に対する出席の免除は、公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましくないとし、公教育上の必要性に基づいた日曜日の授業参観は、信教の自由に対する合理的な制約であると判示した。

◆判例④：「エホバの証人」高専生剣道実技拒否事件最高裁判決（1996）

[概要]

- ・信仰する「エホバの証人」の教義に基づいて、必修科目の剣道実技を拒否したために、退学処分を受けた高専生が、その処分の取消を求めた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、(1)剣道実技の履修は必須のものとは言えず、他の体育種目の履修によって代替することが可能であること、(2)学生の剣道実技への参加拒否は信仰の核心部分と密接に関係し、その被る不利益はきわめて大きいこと、(3)当該学生のみに剣道実技に代わる代替措置を認めたとしても、特定の宗教を助長するような効果はないこと、などを理由として、学校側の措置を違法なものと認め、高専生の主張を認容した。